

大分県障がい者スポーツ協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「大分県障がい者スポーツ協会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、大分県福祉保健部障害者社会参加推進室内に置く。

(目的)

第3条 本会は、障がい者スポーツの普及及び振興を図ることにより、スポーツ活動の日常化及び障がい者の心身の健康維持や体力増強に寄与し、より積極的な社会参加の推進及び生活の質の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 障がい者スポーツにかかる情報提供に関する事業
- (2) 障がい者スポーツの指導者の養成に関する事業
- (3) 障がい者スポーツの教室や大会の開催に関する事業
- (4) 障がい者スポーツ団体の育成及び助成に関する事業
- (5) 県からの受託事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 障がい者福祉関係団体、障がい者福祉施設団体、障がい者スポーツ団体
- (2) 協力会員 福祉関係団体、障がい者スポーツ指導者団体、スポーツ団体
- (3) 賛助会員 協会の目的に賛同し、援助する団体及び個人

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名 (3障がいの代表及び行政代表とする。)
- (3) 理事 30名以内 (会長及び副会長を含む。)
- (4) 監事 2名

(理事の選任及び任務)

第7条 理事は、障がい者福祉関係団体、障がい者福祉施設、スポーツ団体、学識経験者、教育関係機関及び行政機関の中から理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において理事の中から互選する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 理事は、諸案件を審議し、その執行を決定する。

(監事の選任及び任務)

第8条 監事は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 2 監事は、理事を兼ねることはできない。
- 3 監事は、財産の状況及び業務の執行状況を監査する。

(任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後でも、後任者が就任するまではそのまま職務を行うものとする。

(職員)

第10条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

第3章 会議

(招集)

第11条 会議は、理事会とし、必要なつど会長が招集しその議長となる。

- 2 会長は、理事の3分の1以上から連名をもって、目的を示した理事会の開催請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(定員数及び議決)

第12条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

この場合、他の出席者に表決を委任したものについては出席したものとみなす。

- 2 理事会の議事は、この会則に別段の定めのある場合を除き、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議決事項)

第13条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則、諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関する事項
- (3) その他協会の運営に関する重要な事項

第4章 資産及び会計

(資産の種類)

第14条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
 - (2) 受託金
 - (3) 補助金及び助成金
 - (4) 寄付金品
 - (5) 資産から生じる果実
 - (6) その他の収入
- 2 会費については、別に定めるところによる。

(資産の区分)

第15条 本会の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に定める財産をもって構成し、これを消費し又は担保に供してはならない。ただし、理事会において3分の2以上の同意を得た場合に限り、その一部を処分することができる。

- (1) 基本財産として特に指定された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(経 費)

第16条 本会の事業遂行に必要な経費は、運用財産をもって充てる。

(資産の管理)

第17条 本会の資産は、会長が管理し、その方法については、理事会の決議によるものとする。

(予 算)

第18条 本会の予算は、毎会計年度当初において、理事会の議決を経なければならない。

(決 算)

第19条 本会の決算は、会計年度終了後速やかに監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

2 会計の決算上剰余金を生じたときは、その全部又は一部を基本財産に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第21条 本会は、必要に応じ、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、第4条の事業に関し、会長の委嘱により調査・研究及び実施に当たるものとする。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第22条 本会は、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、本会の運営につき、助言又は意見を述べることができるが、議決権はない。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第23条 この会則を変更しようとするときは、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解 散

(解 散)

第24条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 理事会において、出席者の3分の2以上が解散を議決したとき。
- (2) 第3条の目的を達成し得なくなったとき。

(残余財産の帰属)

第25条 本会が解散したときの残余財産は、理事会の議決を得て、本会と類似の目的をもつ社会福祉事業を行う社会福祉団体に寄付するものとする。

第9章 補 則

(補 則)

第26条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 会則は昭和36年11月30日より実施する。
- 2 本会の設立当初の役職員は別紙のとおりとする。

附 則

この会則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年3月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。